

佐賀県告示第 268 号

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 18 条第 2 項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。

その区間を表示した図面は、令和 8 年 9 月 29 日から同年 10 月 28 日まで佐賀県県土整備部道路課及び東部土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和 8 年 9 月 29 日

佐賀県知事 山 口 祥 義

道路の種類 及び路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
県道 鳥栖朝倉線	鳥栖市酒井西町字溝狭間 884 番 2 地先から 鳥栖市酒井東町字川口 794 番 1 地先まで	令和 8 . 9 . 29